県内初!「志木市職員働き方改革推進事業」を実施

市では、令和7年4月から「職員の働き方改革」と「デジタル市役所の活用による市民サービスの向上」のため、庁舎開庁時間の変更やビジネスカジュアルの導入など「志木市職員働き方改革推進事業」を実施します。

- 1 実施日 令和7年4月1日から
- 2 志木市職員働き方改革推進事業
 - (1) 庁舎開庁時間の変更
 - ・庁舎開庁時間を8時45分から16時30分までとします。
 - ・電子申請やコンビニ交付など「市役所に行かなくていい」仕組みづくりを推進します。
 - ※市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所など一部施設の開庁時間は従来ど おりです。
 - (2) ビジネスカジュアルの導入
 - ・通年でノーネクタイ・ノージャケットを可とします。
 - スニーカーの着用を可とします。
 - ・TPOにふさわしい服装を心がけます。
 - (3) 勤務間インターバルの導入とテレワーク利用の拡充
 - ・勤務終了から翌日の始業までに原則、11時間の休息時間を設けます。
 - ・職員がテレワークを活用しやすくなるよう、志木市職員在宅勤務等実施要綱を見 直します。

記 者 発 表 資 料 令和6年11月20日 総合行政部人事課 研修厚生グループ

担当者/高原(主事)

電話番号/048-473-1120

志 木 市